

事務連絡  
平成30年4月11日

(公社) 全日本不動産協会 殿

国土交通省土地・建設産業局  
不動産課不動産指導室

「疑わしい取引の届出における入力要領」の改訂に伴う  
特定事業者への周知について

特定事業者が行う疑わしい取引の届出における届出書の作成要領については、警察庁から「疑わしい取引の届出における入力要領・二訂版（平成28年9月1日改訂）」が示されているところですが、今回全般的に内容を見直し、「疑わしい取引の届出における入力要領・三訂版」を作成したとの通知が来ましたので、貴団体会員に対し周知願います。

なお、改訂後の入力要領については、警察庁（犯罪対策移転防止対策室）のホームページ（<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>）に掲載しています。

※入力等におけるご質問につきましては、添付の「疑わしい取引の届出における入力要領 三訂版」のP37をご覧ください。

国土交通省土地・建設産業局  
不動産課 不動産指導室  
専門調査官 秋田  
〒100-8918  
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3  
Tel : 03-5253-8111 (内線25-130)  
Fax : 03-5253-1557  
E-Mail : akita-t2gc@mlit.go.jp